2021年度

「NEDO先導研究プログラム/未踏チャレンジ2050」 に係る公募要領

【御注意】

本プログラムへの応募には、NEDOへの書類提出に加え、あらかじめ「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」へ所属研究機関及び研究者の登録、並びに応募基本情報入力が必要です。e-Rad で応募基本情報入力を行わないと応募できません。余裕を持って登録手続きを行い、提案書提出日までには情報入力を完了してください。

- ・ 所属研究機関の登録手続きには、2週間以上かかる場合があります。
- ・ 複数機関の連名提案で応募する場合は、応募は代表機関のみですが、 機関ごとに全て e-Rad への所属機関及び研究員の登録が必要です。

2021年4月27日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 新領域・ムーンショット部

【受付期間】

2021年4月27日(火)~2021年6月30日(水)正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

■Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類(「4. 提出書類の提出(4) 提出書類)のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/0gc43sy62h7y

- ■他の提出方法(持参・郵送・FAX・電子メール等)は受け付けません。
- ■提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- ■再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の 提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ■アップロードファイル名は、半角英数字としてください。
- ■アップロードするファイルは、全て PDF 形式で、一つの zip ファイルに まとめてください。(最大100MBでありこれを厳守願います。)

【留意事項】

- ■登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- ■入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- ■通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

目 次

		頁
1.	件名	3
2.	事業概要	3
3.	応募要件	4
4.	提出期限及び提出先	5
5.	秘密の保持	7
6.	委託先の選定	7
7.	留意事項	9
8.	説明会の開催	1 4
9.	問い合わせ先	1 4
1 (O. NEDO事業に関する業務改善アンケート	1 4
B	周連資料	
,-	・別添1:公募する研究開発テーマの対象研究領域と技術課題例	1 6
	・別添2:提案書作成上の注意	1 8
	· 別添3:利害関係の確認について ······	3 2
	・別添4:研究開発責任者研究経歴書の記入について	3 3
•	・別添5:ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況に浮いて	3 5
•	·別添6:NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について	3 6
•	・別添7:NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票	4 0
•	・別添8:提出書類チェックリスト	4 3
•	・別添9:NEDO先導研究プログラムにおける知財マネジメント基本方針	4 4
•	・別添 10: NEDO先導研究プログラムにおけるデータマネジメントに係る基本方針…	4 8
•	・別添 11:契約に係る情報の公表について	5 1
	・参考資料1:追跡調査・評価の概要	5 2

「NEDO先導研究プログラム/未踏チャレンジ2050」に係る公募について

(2021年4月27日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、2021年度「未踏チャレンジ2050」の委託先の公募を行います。このプログラムへの応募を希望される方は、本公募要領に従い御応募ください。

1. 件名

「未踏チャレンジ2050」

2. 事業概要

(1) 背景

エネルギー・環境分野では、「革新的環境イノベーション戦略」(2020年1月統合イノベーション戦略推進会議決定)に基づき、社会実装可能なコスト目標を実現し、ストックベースのCO2をも削減する「ビヨンド・ゼロ」を達成する革新的技術の確立を目指しており、「成長戦略フォローアップ」(2020年7月閣議決定)においても、革新的環境イノベーション戦略を着実に推進することとしています。さらには、第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説(2020年10月26日)において、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言され、革新的なイノベーションを実現の鍵と位置づけ、実用化を見据えた研究開発を加速度的に促進する方針が表明されました。

このような背景において、本事業は「NEDO先導研究プログラム」の基本計画に基づき、実施いたします。

(2) 目的

本事業は、既存技術の延長線上になく、従来の発想によらない革新的な技術シーズを探索・創出し、 ひいては次の研究ステップへの発展、将来の国家プロジェクト化や社会普及への道筋を示すことを目 的とします。

(3) 事業内容

本事業は、2050年頃を見据えた温室効果ガスの抜本的な排出削減を実現する技術と、その技術において解決すべき課題を明確にし、その課題解決に資する革新的な低炭素技術シーズについて、先導研究として実施するものです。新規性・独創性・革新性があり、将来的な波及効果が期待できる研究開発テーマについて、民間企業、大学及び公的研究機関等からなる産学連携のもとで先導研究を実施します。

また、本事業では、研究開発をより効果的に推進するために、事業全体を統括するプログラムディレクター (PD) 及び特定の技術分野・研究開発領域において専門的見地から助言等を行うプログラムオフィサー (PO) を配置の上、効率的に推進します。

a. 対象とする研究開発テーマ

本公募の対象とする研究開発テーマは、別添1のとおり、5つの研究領域(①次世代省エネエレクトロニクス、②環境改善志向次世代センシング、③超電導材料・電導材料・システム、④未来構造・機能材料、⑤CO2有効活用)のいずれかに該当する研究開発内容とします。これらの研究領域において、2050年を見据えた温室効果ガスの抜本的な排出削減を実現する革新的な技術について、産業及び社会面も踏まえて解決すべき技術課題とそれを解決する研究開発内容を募集するものです。

研究開発テーマは、革新的な技術の必要性・重要性(産業界のニーズ含め)とともに、その技術で解決すべき課題とそれを解決する研究開発内容の必要性・重要性を求めます。

また、研究開発テーマは、新規性、革新性及び独創性が高いものであって、研究開発フェーズとしては取組みの初期の段階であり、実用化までの確実な見通しをつけることが現時点では困難であるが、研究開発に成功した場合、産業へ大きなインパクトを与えると期待できるものであること、すなわち、ハイリスクであるが、ハイリターンが期待できることを重視します。

b. 研究開発の実施体制

本事業の研究開発の実施体制は、原則として、研究開発テーマごとに企業及び大学等(※1)で構成する産学連携の体制とします。

なお、将来的に産学連携となる研究開発体制の具体的な想定があり、かつ、少なくとも現時点で連携先となる企業を模索する具体的な取組が行われている場合には、大学等のみによる提案も可能とします。ただし、ステージゲート審査(※2)では、具体的な連携体制を確保するものとして、計画を提示して頂くことを前提とします。

※1 「大学等」とは

- ①大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関)
- ②国又は公設の試験研究機関
- ③独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの
- ※2 NEDOが審査を実施し、時期は各案件の実施期間に応じ決定いたします。また、国内外の情勢変化、日本国政府の予算又は方針の変更、ステージゲート審査結果や進捗状況等により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(4) 事業期間·規模

実施期間	規模 (/年・件)
最大5年(原則3~5年。研究開発の途中段階でステージゲート	5百万~2千万円程度
審査を実施します。)	(※3)

事業形態:委託 NEDO負担率:100%

※3 産学連携状況含め提案内容により予算額を見直す場合があります。

3. 応募要件

応募資格のある研究開発実施機関となる法人は、次の(1)~(6)までの条件、「基本計画」及び「202 1年度実施方針」に示す条件を満たす企業、大学等とします。産学連携の体制は、企業と大学等が連名 して委託予定先となる体制、又は大学等から企業への再委託(若しくは共同実施)を行う体制としてく ださい。なお、国立研究開発法人から企業への再委託(又は共同実施)は認めません。(ただし、再委 託先又は共同実施先への資金の流れがないものは除く。)また、委託予定先となる企業から大学等への 再委託(又は共同実施)も認めません。

- * 複数の法人が連帯して、NEDO との間で委託契約を締結することを想定している提案を「連名提案」と表記します。 委託先が、委託業務の一部を第三者と共同で実施する「共同実施」とは異なりますので、ご注意ください。
- 大学等の登録研究員(再委託含む)については、2021年度末(2022年3月31日)において40歳未満の若手研究員のみを対象とします。
 - (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要となる組織、人員等を有していること。

- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 原則として企業及び大学等で構成する産学連携の体制で実施し、各企業、大学等の、それぞれの 責任と役割が明確化されていること。ただし、将来的に産学連携となる研究開発体制の具体的な 想定があり、かつ、少なくとも現時点で連携先となる企業を模索する具体的な取組が行われてい る場合には、大学等のみによる応募も可能とする。
- (5) 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等(大学、研究機関を含む)の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限: 2021年6月30日(水) 正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO公式 Twitter をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報 に関するお知らせを Twitter で確認できます。是非フォローいただき、御活用ください。

【参考】NEDO公式 Twitter

https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html

(2) 提出先: Web 入力フォーム

https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/0gc43sy62h7y

- (3) 提出方法
- (2)提出先の Web 入力フォームで以下の①~⑱を入力いただき、⑲をアップロードしてください。アップロードファイル名は、半角英数字とし、アップロードするファイル提出書類毎に作成し、全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、ファイル容量の上限は100MBですので、これを厳守してください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ①提案名(研究開発テーマ名を記載ください)
- ②提案する研究領域
- ③代表法人番号(13 桁)

- ④代表法人名称
- ⑤代表法人連絡担当者氏名
- ⑥代表法人連絡担当者職名
- ⑦代表法人連絡担当者所属部署
- ⑧代表法人連絡担当者所属住所
- ⑨代表法人連絡担当者電話番号
- ⑩代表法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑪研究開発の概要(1000文字以内)
- ⑪技術的ポイント
- 13代表法人業務管理者氏名
- ⑭連名提案法人業務管理者氏名(複数の場合は、列記)
- ⑤研究体制(担当研究開発項目番号と法人名を入力。)

例:研究開発項目 $A \times \times$ 会社、 $\bigcirc\bigcirc$ 大学、研究開発項目 $B \triangle \triangle$ 研究所

- ⑩研究期間(提案する研究期間を記載。)
- ⑪提案額(間接費を含む提案総額を入力。)
- ®初回の申請受付番号(再提出の場合のみ)
- ⑩提出書類((4)提出書類のアップロード)

(4) 提出書類

- · 提案書(別添2)
- ・利害関係の確認について (詳細は別添3)
- ・研究開発責任者の研究経歴書(詳細は別添4)
- ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況(詳細は別添5)(企業のみ)
- ・NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票(詳細は別添6)(企業のみ)
- ・事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票(詳細は別添7)
- ・e-Rad 応募内容提案書(詳細は(5))
- ・会社案内(会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書)(企業のみ)
- ・直近の事業報告書(企業のみ)
- ・直近の財務諸表(原則、円単位:貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)(3年分) (なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。)(企業のみ)
- ・NEDOが提示した契約書(案)(標準契約書を指します)に合意することが提案の要件となりますが、契約書(案)について疑義がある場合は、その内容を示す文書
- ・提案書類チェックリスト (別添8)
- ・国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは 関心を示していることを表す資料

(5) 提出にあたっての留意事項

- ・提案書は日本語で作成してください。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された 場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。(受付番号の表示は受理完了とは別です。)
- ・入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出

期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

- 「3. 応募要件」を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ●無効となった提案書その他の書類は、NEDOで破棄させていただきます。
- ・応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム (e-Rad) へ応募内容提案書を申請することが 必要です。連名提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他 の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細 は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

【参考】e-Rad ポータルサイト

http://www.e-rad.go.jp/

5. 秘密の保持

NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「研究開発責任者候補及び業務管理者の研究経歴書(CV)」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Rad に登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

6. 委託先の選定

(1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会で審査します。契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられません のであらかじめ御了承ください。

(2) 審查基準

2050年度を見据えた省エネルギー・新エネルギー・CO2 削減等に資する革新的な技術・システムの優れた研究開発テーマを採択するため、「公募目的及び研究開発課題との整合性」、「研究開発テーマの革新性・独創性」、「技術的実現可能性」、「研究開発体制・計画の妥当性」、「予算規模・配分の妥当性」、「研究開発成功時の波及効果・インパクト」、「政策・長期ビジョンへの有効性」等の項目を検討し、応募要件を踏まえ総合評価します。

<u>とりわけ、「研究開発テーマの革新性・独創性」では、目標とする技術が、現状の世界におけるベンチマークと比較して新規かつ優位であるか、加えて、提案では、既存研究の水準を示した上で未踏研究に該当する研究内容であるかを示してください。</u>

(3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

2016年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条

に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、本事業においては、提案機関(企業、大学等)の女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)の状況を確認し、研究開発テーマの審査検討にあたり加点します。

(4) 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考します。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
- 1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
- 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
- 3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
- 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
- 2. 当該開発等の行う体制が整っていること。

(再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。 また、特にNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている(または 既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)

- 3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
- 4. 経営基盤が確立していること。
- 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
- 6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。

- 1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
- 2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
- 3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
- 4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(5) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件(実施者名、事業概要)はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附带条件

採択に当たって条件(規模の見直し、提案内容の一部採用、実施体制の見直し、実施期間の短縮等) を付す場合があります。

(6) スケジュール

2021年 4月27日 : 公募開始

5月11日 : 公募説明会

6月30日正午 : 公募締切 7月~ : 案件検討

7月中旬 : ヒアリング要否連絡 (※) 7月下旬~8月上旬 ヒアリング

8月 : 採択審査委員会(外部有識者による審査)

9月上旬(予定) : 契約・助成審査委員会

9月上旬(予定) : 委託先決定

9月中旬(予定) : 公表(プレスリリース)

10月1日(予定): 事業開始

※ 案件検討において、必要に応じて、提案者に対してヒアリングを実施します。

7. 留意事項

(1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用し、契約期間が5年計画の場合は最長3年、3年及び4年計画の場合は最長2年とします。契約終了する3か月前を目安に、ステージゲート審査を実施し、継続可否、計画の見直し等を審査したのち、変更契約を締結します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

・委託事業の手続き:約款・様式 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html

・委託事業の手続き:マニュアル https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html

(2) 受託業務の実施

受託業務の実施については、原則として、以下の対応をお願いします。

- ①プログラムディレクター、プログラムオフィサーによる研究開発内容等への助言等に従うこと。
- ②研究を推進するための研究開発推進委員会の設置、運営を行うこと。
- ③本事業において別途NEDOが実施する調査に協力すること。
- (3) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施(再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。)は、原則認めておりません。また、委託予定先となる企業から大学等への再委託又は共同実施も認めません。

(4) 研究開発計画の見直しや中止

ステージゲート方式の採用により、研究開発の途中段階で実施内容の見直しや研究開発を中止する 場合があります。

(5) 研究開発責任者の研究経歴書の記入 (詳細は別添4)

提案書の実施体制に記載される委託先で、登録研究員の代表となる「研究開発責任者」を設置し、研 究経歴書を提出していただきます。

(6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況(詳細は別添5)

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみ

ん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況を記載していただきます。

(7) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入(詳細は別添6)

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。 なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

(8) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票(詳細は別添7)

提案書の実施体制に記載する全ての提案者(再委託等は除く。)において、プロジェクトを遂行する 上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報(機微情報)に関して、機微情報の保持に留意して漏えい 等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱 う者の体制の構築等についての確認表を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、 採択後の契約締結時までに対応する必要があります。(仮に、契約締結時までに未対応の場合には応募 要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。)

(9) 提出書類チェックリスト (詳細は別添8)

提案に必要な書類が提出されていない場合には、提案が受理されません。提出前に必要書類の確認を 行ったことを確認する書面としてチェックリストを提出して頂きます。

(10) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料 1「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

(11) 知財マネジメント (詳細は別添9)

本プロジェクトは、知財マネジメント基本方針を適用し、産業技術力強化法第 17 条 (日本版バイ・ドール規定) が適用されます。

本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」(バイ・ドール調 査) に御協力をいただく場合があります。

(12) データマネジメント (詳細は、別添10)

本プロジェクトはデータマネジメント基本方針のうち【委託者指定データがある場合/委託者指定データを指定しない場合】を適用します。

(13) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動 (以下、「国民との科学・技術対話」という)に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国 民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提 出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等(本活動に係る事項のみで結構です)によりNEDOに報告してください。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/

(14) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の

不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2)に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ※1.「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください: 経済産業省ウェブサイト http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html
- ※2.「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください: NEDOウェブサイト https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html
- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。 (補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者 (善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。) に対し、NEDOの事業への応募を制限します。
 - (不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1~5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報 提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他 の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関 からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金 において不正使用等があった場合にもi~iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づ く体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(15) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の

措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください: 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください: NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくこと があります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。 (応募制限期間:不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2 ~10年間)
- - (応募制限期間:責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1~3年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・ 所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為 の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に 努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号: 044-520-5131 FAX 番号: 044-520-5133

電子メール: helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト: 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日:9時30分~12時00分、13時00分~18時00分)

(16) RA (リサーチアシスタント) 等の雇用

第3期、第4期、第5期及び第6期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても RA (リサーチアシスタント)等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトで、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDOと契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】 内閣府 科学技術基本計画

https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index.html

(17) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表(詳細は、別添10)

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

- (18) 安全保障貿易管理について (海外への技術漏洩への対処)
- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認,及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制構築を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。
 - 経済産業省:安全保障貿易管理(全般) http://www.meti.go.jp/policy/anpo/(Q&A http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html)
 - ・ 経済産業省:安全保障貿易ハンドブック http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf
 - 一般財団法人安全保障貿易センター http://www.cistec.or.jp/
 - 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用) http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota_jishukanri03.pdf

(19) 重複の排除

国(国立研究開発法人等を含む)が助成する他の制度(補助金、委託費等)において、過去実施した 事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題(配分 される研究開発の名称及びその内容をいう。)と判断された場合、採択は行いません。

(20) 研究開発資産の帰属・処分について

①資産の帰属

委託業務・共同研究業務(企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合)を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円(消費税込)以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。(約款第20条第1項)

なお、委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等(国立研究開発法人、独立行政法人)、大学等(国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校)、地方独立行政法人の場合には、 資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

②資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO帰属資産をNEDOから譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。(約款第20条の2第1項・第3項)

8. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。説明会に出席を希望される企業、大学等は、NEDOホームページから事前登録をお願いいたします。なお、定員に達した場合は申し込み期限前にお断りすることもございますので、あらかじめ御了承ください。(やむを得ず中止となった場合は、説明資料、想定問答集を掲載いたします。)

日時: 2021年5月11日(火)14時00分~16時00分

場所: 〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー5階

K-NIC

9. 間い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、公募期間中に限り以下の問い合わせ先に E-mail で受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

<問い合わせ先>

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新領域・ムーンショット部 フロンティアグループ (服部、本田、瀧山、大野)

E-mail: mitou@nedo.go.jp

10. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyou.html

関連資料

基本計画

2021年度実施方針

別添1:公募する研究開発テーマの対象研究領域と技術課題例

別添2:提案書作成上の注意

別添3:利害関係の確認について

別添4:研究開発責任者研究経歴書の記入について

別添5:ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添6:NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

別添7:情報管理体制等の確認票

別添8:提出書類チェックリスト

別添9:NEDO先導研究プログラムにおける知財マネジメント基本方針

別添 10: NEDO先導研究プログラムにおけるデータマネジメントに係る基本方針

別添 11:契約に係る情報の公表について

参考資料1:追跡調査・評価の概要

公募する研究開発テーマの対象研究領域と技術課題例

公募する研究開発テーマは、以下の研究領域に該当する研究開発内容とします。研究領域毎の技術課題例も示しますので、これを参考に解決すべき課題を設定の上、研究開発内容についてご提案下さい。

研究領域A	次世代省エネエレクトロニクス
技術課題例 1	電力の利用範囲を広げる大電流、高耐圧、高周波のいずれにも対応する省エネデバイスに関する課題
技術課題例 2	技術課題例1の省エネデバイスを活かすドライブ回路、受動素子、システムに関する 課題
技術課題例3	高効率でフレキシブルな電力変換と制御を実現する省エネエレクトロニクスに関する 課題
技術課題例 4	高い電力密度を実現する低損失省エネデバイスに関する課題
技術課題例 5	低コストで高信頼性の半導体省エネデバイスに関する課題
技術課題例 6	再生可能エネルギー大量導入を可能とする省エネデバイス、システムに関する課題
技術課題例 7	デジタル技術を用いた電力ネットワーク構築の高効率化や低コスト化に関する課題
技術課題例 8	データセンターの大幅な省電力化に資する革新的デバイスに関する課題
│ │ 研究領域B	理成立と芸士とが出したという。
1917012140	環境改善志向次世代センシング
技術課題例 1	環境収費芯向次世代センシング 省電力無線センサネットワークのための自立センサノード(環境発電、センサのパッシブ化含む)に関する課題
	省電力無線センサネットワークのための自立センサノード(環境発電、センサのパッ
技術課題例 1	省電力無線センサネットワークのための自立センサノード(環境発電、センサのパッシブ化含む)に関する課題
技術課題例 1 技術課題例 2	省電力無線センサネットワークのための自立センサノード (環境発電、センサのパッシブ化含む) に関する課題 極限環境に対応できるセンサとセンシングスキームに関する課題
技術課題例 2 技術課題例 3	省電力無線センサネットワークのための自立センサノード (環境発電、センサのパッシブ化含む) に関する課題 極限環境に対応できるセンサとセンシングスキームに関する課題 環境に調和するセンンシング材料 (システム含む) に関する課題
技術課題例 2 技術課題例 3 技術課題例 4	省電力無線センサネットワークのための自立センサノード (環境発電、センサのパッシブ化含む) に関する課題 極限環境に対応できるセンサとセンシングスキームに関する課題 環境に調和するセンンシング材料 (システム含む) に関する課題 バイオミメティックなセンサ (アクチュエータ、センサ情報処理含む) に関する課題 ナノ領域の新原理等を活用したセンサ、センサシステムの省エネルギー化に関する課
技術課題例 1 技術課題例 2 技術課題例 3 技術課題例 4 技術課題例 5	省電力無線センサネットワークのための自立センサノード (環境発電、センサのパッシブ化含む) に関する課題 極限環境に対応できるセンサとセンシングスキームに関する課題 環境に調和するセンンシング材料 (システム含む) に関する課題 バイオミメティックなセンサ (アクチュエータ、センサ情報処理含む) に関する課題 ナノ領域の新原理等を活用したセンサ、センサシステムの省エネルギー化に関する課題 自動運転、データセンター、エネルギーグリッド等の省電力に貢献するMEMSセン

研究領域C	超伝導・導電材料・システム開発
技術課題例 1	新しい高温超電導物質(液体ヘリウムを使わない等)の実現に関する課題
技術課題例 2	実用可能な構成成分、合成方法による低異方性新超電導物質に関する課題
技術課題例3	新しい超電導応用に適した材料・システム設計開発 (ピンニング力向上手法含む) に 関する課題
技術課題例 4	高温超電導材料(低異方性できれば等方的)による(3次元)集積回路作製技術(超電導-超電導コンタクト含む)に関する課題
技術課題例 5	超電導量子ビットを応用した量子コンピュータ実現に関する課題
技術課題例 6	新しい概念、構成、形態の超電導材料の設計開発に関する課題
技術課題例 7	卓上 NMR 等への応用が期待される超伝導磁石に関する課題
技術課題例 8	電気推進式航空機等への応用が期待される超伝導モータに関する課題
技術課題例 9	光誘起超伝導を用いた集積回路等の応用デバイス実現に関する課題
研究領域D	未来構造・機能材料
技術課題例 1	超軽量化、超耐熱化、超高強度等を達成するために必要な物質の素材化に関する課題
技術課題例 2	高温、低温、高圧環境等の苛酷な環境下で対応できる材料開発に関する課題
技術課題例 3	高温で焼結しにくいセラミックス(その応用含む)に関する課題
技術課題例 4	計算機科学による超軽量、耐環境等新たな構造・機能材料の実現に関する課題
技術課題例 5	新たなプロセスによる超軽量もしくは超耐熱構造材料に関する課題
技術課題例 6	これまで実現しなかった金属等の高効率リサイクル技術に関する課題
技術課題例 7	新たな機能を有する材料とその製造技術に関する課題
研究領域 E	CO₂有効活用
技術課題例 1	NZE を実現するための CO_2 有効活用技術(CO_2 を原料とした化学品合成等)に関する課題(安価な CO_2 フリー H_2 の供給を含む)
技術課題例 2	低濃度(濃度1%以下) CO ₂ の有効活用を実現する複合技術(化学、物理、バイオ等)に関する課題
技術課題例 3	人工光合成を用いた CO2から有用有機化合物(既存品と同価格程度のプラスチック 原料など)の製造に関する課題
技術課題例 4	カーボンリサイクル技術を用いた既存製品と同等コストの合成燃料等の製造に関する 課題

提案書作成上の注意

- 1. 提案書は、次頁以下の記載例に従って記入してください。
- 2. ファイルは、A4サイズで印刷可能なサイズとしてください。
- 3. 提案書の下中央にページを入れてください。

(提案書記載例)

提出の際は、吹出しおよび青地は削除してください。

□ 応募連絡先の機関 / □ 応募連絡先以外の機関

連名提案の場合は、連絡窓口となる機関(応募連絡先の代表機関)を定めてください。 本表紙は機関ごとに1枚作成し、上記のいずれかの□を■に塗りつぶし、代表機関を先頭としてください。 の。再委託先・共同実施先の提出は不要です。

「表 紙]

「未踏チャレンジ2050」に対する提案書

研究開発テーマ名 「○○○○の研究開発」

対象の研究領域 「A. 次世代省エネエレクトロニクス」

*公募の対象となる研究領域を以下から選択して記入してください(別添1を 参照)。

A. 次世代省エネエレクトロニクス

B.環境改善志向次世代センシング

C. 超伝導・導電材料・システム開発

D. 未来構造·機能材料

E.CO2 有効活用

○○年○○月○○日

上記の件について貴機構の委託事業を受託したく、下記の代表者名で提案させて頂きます。

会社名 ○○○○○株式会社 (法人番号) ←

■法人番号は、国税庁の法人番号公表サイト(https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/)などを用い記載してください。(13 桁)

代表者名 〇 〇 〇

※法人の代表者は委託契約を決裁できる方を記載ください。 企業の場合は代表取締役社長、大学等の場合は当該機関の長 です。大学法人の多くは、学長(総長)が代表者となります が、組織の手続き上認められている場合には、契約決裁ので きる組織、組織長を記載してかまいません。

所在地 ○○県○○市・・・・・ (郵便番号○○○-○○○)

連絡先 所属 ○○○部 △△△課

役職名 ○○○○○部長

氏名〇〇〇〇

連絡先は本提案に関する問合せに対応できる者(研究開発責任者、業務管理者、主要研究員等)としてください。連絡先が所在地と異なる場合は、連絡先所在地を記載

所在地 ○○県○○市・・・・・ (郵便番号○○○-○○○)

TEL $\triangle\triangle\triangle\triangle-\triangle\triangle-\triangle\triangle\triangle$ (代表) 内線 $\triangle\triangle\triangle$

 $FAX \triangle \triangle \triangle - \triangle \triangle - \triangle \triangle \triangle$

e-mail *****@******

e-Rad における研究機関コード(10桁)

[本文]

研究開発テーマ名「○○○○の研究開発」

研究領域:「A. 次世代省エネエレクトロニクス」

*対象の研究領域を記入してください。

2 0 ○○年○月○日 法人名:○○○株式会社

□□□株式会社

■複数事業者で提案する場合は併記してください (再委託先・共同実施先は不要)。

- 1. 研究開発の内容及び目標
- 1-1.研究開発テーマの予定実施期間 2021年10月~2026年9月(5年間)

*期間は3年間、4年間、もしくは5年間 とします。

1-2. 研究開発の内容

2050年頃を見据えた温室効果ガス排出削減を実現するために提案する研究開発内容について記 入例を参考に極力具体的に記載してください。

「1-3. 研究開発の目標」を達成するために解決すべき <u>技術的課題</u>とそれを解決する手法について、従来から一般的に行われている方法と比較するなどして、わかりやすく具体的に説明してください。特に、①目標とする技術の到達レベルが、現状の世界におけるベンチマークと比較して新規かつ優位であるか、加えて、②既存研究の水準を示した上で、未踏研究に該当する研究内容であるか。を示してください。

提案するテーマの研究開発内容が、既存技術の延長でなく、従来にない革新的、独創的な着眼点や アプローチであることや、当該の技術分野において技術的な優位性を有すること、また、実現の見通し について、事前検討データなどの具体的な根拠を説明しつつ提案書に明記してください。

再委託先又は共同実施先の実施内容があれば、それぞれの役割分担を明確に説明してください。更に 連名提案でなく再委託先又は共同実施先とした理由を記述してください。

なお、国立研究開発法人から民間企業、民間企業から大学等への再委託又は共同実施(再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。)は、原則認めておりません。

また、当該委託業務の全部又は一部について、技術研究組合等が代表して応募する場合、参画する各企業等及び組合等のそれぞれの役割分担を明確に記載してください。

例えば、役割分担を記載する場合には、下記事例のように、研究内容の後に分担企業等を付記していただくのも一つの方法です。

【記入例】-

研究項目A「○○○○○の研究開発(△△△△の研究開発)」 (○○株式会社)

研究項目B「×××××の研究開発(□□□□□の研究開発)」 (□□株式会社)

1-3. 研究開発の目標

記入例を参考に、研究項目ごとに実施機関及び実施時期が明らかになるように記入してください。研究実施予定期間は最長5年間(2026年9月まで)の計画としてください。

研究実施期間が3年および4年の計画の場合は2年時点、5年の計画の場合は3年時点を中間とし、ステージゲートを行います。中間目標(性能、定量的な数値等)及び最終目標(性能、定量的な数値等)を設定し、簡潔に説明してください。また、事業開始予定(2021年10月)から1年毎の達成目標(マイルストーン)についてもそれぞれ記述してください

数値目標が困難な場合は、進捗度を評価できる目標としてください。(「 $\Delta\Delta\Delta\Delta$ が可能なこと。」、「OOOO式であること。」、「 $\Delta\Delta\Delta\Delta$ についてはOO以上であること。」、「OO個以上について $\Delta\Delta$ する。」、その他、可能な限り具体的かつ定量的な表現により記載)

【記入例】——

研究項目A. 00技術の開発(担当:000株式会社 00研究所)

A-1. 000の調査 (実施期間:0年0月~0年0月)

事業開始から1年毎の達成目標(※各年9月の達成目標を記入ください)

A-2. oooの開発(実施期間: o年o月~o年o月)

事業開始から1年毎の達成目標(※各年9月の達成目標を記入ください)

研究項目 B. ◇◇評価技術(担当:0000大学 00研究室)

研究開発の内容

中間目標 (2024年): (「 \triangle \triangle \triangle が \bigcirc 0以上」、「 \bigcirc 0について \triangle \triangle を達成」 最終目標 (2026年): (「 \triangle \triangle \triangle \triangle が \bigcirc 0以上」、「 \bigcirc 0について \triangle \triangle を達成」

B-1.000の研究(実施期間:0年0月~0年0月)

事業開始から1年毎の達成目標(※各年9月の達成目標を記入ください)

B-2. 000の研究(実施期間:0年0月~0年0月)

事業開始から1年毎の達成目標(※各年9月の達成目標を記入ください)

1-4. 研究開発の全体構想及び社会実装のイメージ

本項目では、2050年頃の実用化を目指した実用化時の技術目標(効率、寿命など)を明示し、本事業実施後に、どのような国家プロジェクト等の研究開発に発展させ、抜本的な省エネルギー技術等を実現していく計画であるか、全体のシナリオ・構想を示してください。また、実用化や事業化された時の社会実装のイメージについて記述してください。

全体シナリオについては、、プロジェクト期間終了後に想定されるナショナルプロジェクト等への参加や、実用化・事業化に向けた各段階が明瞭となるよう線表、矢印、記号等をを用いて下表の例に記入してください。現時点での技術成熟度(TRL)※についても記入をお願いします。

(記入例) 全体シナリオ

	TRL*	2021~2026 年	2026~2030年	2035~2040年	2040~2050年
本テーマ		OO技術確立			
○○技術の研究	2	←			
	~3				
			メーカとの〇〇開	₹	
○○の開発	4		←		
	~5				
△△システム実証	5				
	~ 7				
◇◇製品化	8				
	~9				

※ 研究開発テーマの技術成熟度(Technology Readiness Level: TRL)

JAXA の基準をもとに、各種文献を踏まえ作成

TRL1:科学的な基本原理・現象の発見・確認

TRL2:原理・現象の定式化、応用可能性の確認、応用的な研究

TRL3:技術コンセプトの確認、要素技術の構想(創案・調査・予備実験・設計など)

TRL4:各開発要素の製作と性能確認、応用的な開発(要素レベル)

TRL5:全てを統合した実証システム(試作品)の製作(要素レベル)

TRL6:実証システム(試作品)の導入環境に近い環境での実証(システムレベル)

TRL7:製品候補の製作と導入環境での実証(システムレベル)

TRL8:製品の製作と販売 (パイロットライン)

TRL9:商品化、大量生産

1-5. 研究開発成功時の波及効果・インパクト

本項目では、最終的な開発成果が得られた場合に、2050年頃どのように社会に還元されるのか、アウトカムとしての実用化時の経済的効果(効率向上、コスト削減等)、省エネルギー効果(原油換算=00kL/年)、CO2削減効果(CO2排出削減量=00ton-CO2/年)を概算して記述してください。さらに、産業・環境への波及効果等の社会的インパクトについて記述してください。産業・環境への波及効果等の記述、および省エネルギー効果、CO2削減効果の記述では、当該技術実現による間接的な効果の記述も可とします。

1-6.政策、長期ビジョンへの有効性

本提案が、政策又は長期ビジョンの形成に有効である点を説明してください。具体的には、「エネルギー・環境イノベーション戦略」や「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に合致し、 社会課題の解決に資する点や、開発成功時の政策的インパクトが大きく、国家プロジェクト等として取り 組むべきと考えられる点などを記載してください。

> 本研究開発を受託した時の実施体制について、2-5 実施体制図にまとめてください。 連名提案の場合、他の連名提案先を含めて役割が分かるよう記入ください。

2. 実施体制

2-1. 研究開発責任者(連名提案の場合、機関毎に記載)

研究開発責任者: 所属・役職 氏名 ○○ ○○

電話 **-*** (内線) FAX **-***

2-2. 管理者(連名提案の場合、機関毎に記載)

業務管理者 : 所属 ○○○○部○○課 氏名 ○○ ○○

電話 **-*** (内線) FAX **-***

経理責任者 : 所属 ○○○○部○○課 氏名 ○○ ○○

電話 **-**** (内線) FAX **-***

事務担当窓口 : 所属 ○○○○○部○○課 氏名 ○○ ○○

電話 **-*** (内線) FAX **-***

2-3. 登録研究員の情報(研究開発責任者を含む)

応募資格として『大学等の登録研究員については2021年度末(2022年3月31日)において40歳未満の若手研究員のみを対象とします。』を要件としております。全ての機関(再委託先、共同実施先を含む)において、本開発に従事を予定する登録研究員全員(上記研究開発責任者を含む)の情報をご記入ください。

氏名	機関名	所属	役職	2022年
				3月31日の年齢
00 00	00大学	00学部	00	39
00 00	00大学	00学部	00	35
00 00	00大学	00学部	00	37
00 00	00大学	00学部	00	29
00 00	00株式会社	00部	00	38

2-4. 研究開発における産学連携体制

産学連携による提案内容の研究開発、技術が、企業側、産業界のどのようなニーズに対して期待される 成果が得られるのか、および産学連携に向けた現時点での取組状況について、わかりやすく説明してくだ さい。

本提案で産学連携に至っていない場合は、今後研究開発を実施していくに当たり、産業界におけるどのような連携先を予定し、産学連携による研究開発をどのように進めていくのか、連携候補企業を模索する具体的な取り組みを記述してください。また、連携先予定の協力企業の具体的な候補があれば、候補者名も併せてご提示ください。

2-5. 実施体制図

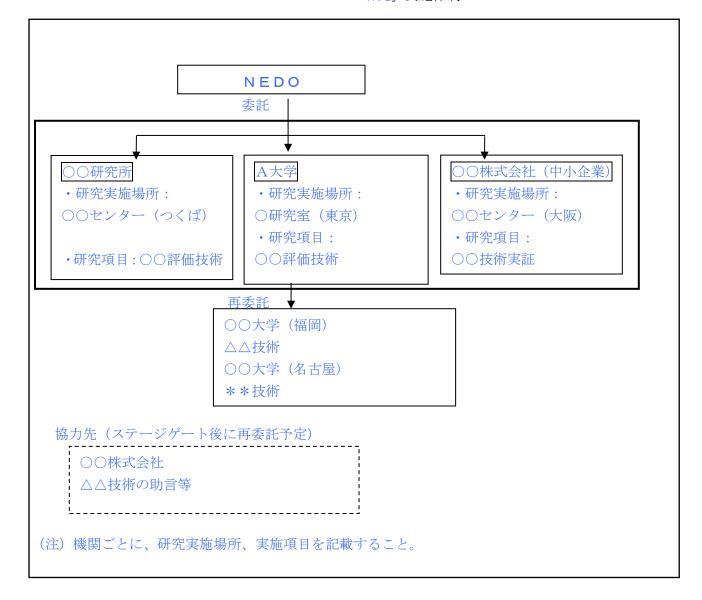
*本研究開発を受託した時の実施体制について、各機関の役割が分かるよう実施体制図の中にまとめてください。再委託先、共同実施先があるときはそれらも含めて記入してください。

*大学等のみで提案する場合、今後想定する産学連携の実施体制(再委託先、又は外部有識者所属機関)に加える予定の具体的機関があれば、協力先として破線で囲む範囲に記入してください(時期や役割等、わかりやすく示して下さい)。現時点では具体的な機関がない場合は、検討中と記入してください。

*なお、採択後に、委託先を追加することはステージゲート後であってもできません。ただし、再委託 先であれば、所定の手続きを経て追加とすることは可能です。

(例 示)

「****の研究」実施体制



提案者が企業の場合は、以下の表に必要事項を記載してください。

大企業、中堅・中小・ベンチャー企業の種別は以下の(参考)の定義を参照してください。会計監査人の設置については、会社法 337 条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つです。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行います。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができ、設置されている場合は公認会計士または監査法人名を記載してください。

【体制一覧】

会計監査人の設置がない場合は"なし"と記入ください。

企業名称	従業員数	資本金	課税所得年平均額 15 億	大・中堅・中小・ベンチ	会計監査人名
	(人)	(億円)	円以下※1	ャー企業の種別	
株式会社A			従	業員数、資本金は応募時人	与を
有限会社 B			基		
					\Box

※1直近過去3年分の各事業年度の課税所得の年平均額。該当する場合「○」を記載

(参考) 中堅・中小・ベンチャー企業の定義

*中堅・中小・ベンチャー企業とは、以下の(ア)(イ)(ウ)又は(エ)のいずれかに該当する企業等であって、大企業等の出資比率が一定比率を超えず(注 1)、かつ、直近過去 3 年分の各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超えないものをいいます。

(ア)「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条(中小企業者の範囲及び用語の定義)を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ※1	資本金基準 ※2	従業員基準 ※3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

パンフ送付先リスト※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

- ※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。
- ※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含 みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

(イ)「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

- 1.技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が(ア)の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
- 2.1.のほか、産業技術力強化法施行令第6条三号ハに規定する事業協同組合等

(ウ)「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数(注2)が1,000人未満又は売上高が1,000億円未満のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

(エ) 研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・試験研究費等が売上高の3%以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10%以上であること。
- ・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- ・申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

(注1) 次の企業は、大企業等の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(注3)の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(注3)の所有に属している企業
- ・資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されている企業。
- (注2) 常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、 他社への出向者は従業員に含みます。
- (注3) 大企業とは、(ア) から (エ) のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。 ただし、以下に該当する者については、大企業として取扱わないものとします。
 - ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関 (ベンチャー財団) と基本約定書を締結した者 (特定ベンチャーキャピタル)
 - ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(参考) 会計監査人の定義

株式会社の会計監査を行う公認会計士または監査法人。会社法337条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる。

2-6. 研究実施場所

提案された研究開発を実施する場所と、その選定理由を記載してください。特に実施場所が他法人や本 邦外などである場合は、その選定した理由を記述してください。

(記載例)

△△株式会社:□□研究所◇◇センター(大阪)

(選定理由 :□□□□□のため)

(他法人や本邦外で(一部)実施する場合など、その理由を記述してください。)

3. 当該技術又は関連技術の研究開発実績

3-1. 当該提案に有用な研究開発実績

研究開発テーマに沿って、提案する方式又は方法に関する国内外の状況、その中での応募者の本研究 開発若しくは本研究開発の円滑な遂行に資する関連研究開発の実績及びその位置づけ等を、研究発表 等を引用して記載し、提案内容を遂行できる能力を有していることを携わる全ての研究機関(共同実施 先及び再委託先を含む。)を対象に説明してください。

国立研究開発法人又は公益法人については、当該技術分野において技術的な優位性を有すること、および本研究開発に携わる必要性を明記してください。

3-2. 当該提案に使用する予定の現有設備・装置等の保有状況

本研究開発を進めるに当たって必要と考えられる主な設備の中で、応募者が保有する設備状況とその用途を記載してください。

(例 示)

入してください)

- 4. 研究開発予算と研究員の年度展開及び予算の概算
- 4-1. 研究開発予算と研究員の年度展開

何の研究開発項目をどのような手順で行い、どの程度の経費が必要であるか以下のような一覧表に まとめてください。表は別添「積算表」にある「研究開発予算と研究員の年度展開」のシートに記載し、 作成した表を図の形式で提案書に貼り付けてください。

連名提案の場合、各社ごとに提案された研究開発分担項目及び必要経費を分けて記入してください。 なお、参考のため、研究計画スケジュールを表す線の下の()内には、その年度に投入される研究 員の人数を記入してください。

単位:百万円

()内は人数

		2021年度 (10月~)	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (~9月)	疝
研究項目A. ○○○の研究開発								
A-1 ○○○○の調査		0	0	0	0			0
		(0)	(0)	(0)	(0)			(0)
A-2 ○○○○の開発			0	0		0	0	0
	エクセルシ		作成し、	この部分	がに貼	(0)	(0)	(0)
研究項目B. △△△△の研究開発	り付けてく		F (22.)					
B-1 ××××の研究		ト段に記載	「段に記載の(注)にご留意くだ			0		0
	さい。					(0)		(0)
B-2 □□□□の開発			Ī			0	0	0
					(0)	(0)	(0)	(0)
合計		0	0	0	0	0	0	0
□ p1		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

4-2. 予算の概算

研究開発に必要な経費の概算額を研究開発テーマごとに、業務委託費積算基準 (https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html) に定める経費項目に従って、記載してください。

(1) 総括表

研究開発に必要な経費の概算額をまとめ、総括表を作成してください。表は別添「積算表」にある「(1)総括表」のシートに記載し、作成した表を図の形式で提案書に貼り付けてください。 (注)1. 再委託先又は共同実施先は、委託先の契約金額の内数として、再委託先等の金額(消費税込)を()書きで記載してください。

(単位:円、消費税及び地方消費税込み)

委託先名	再委託先名	呂・共同実施先名	2021年度 (10月~)	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (~9月)	計
1. ●●●●株式会社	1. ●●●●株式会社			0	0	0	0	0	0
うち再委託	株式会社□□								(0)
うち再委託	国立大学法	エクセルシ	/一トで表	を作成し	、この部	分に貼			(0)
うち共同実施	学校法人▽								(0)
2. 国立大学法人★★★大学 その際、表			長下段に記載の(注)にご留意くだ				0	0	0
うち再委託	うち再委託 株式会社〇 さい。								(0)
うち再委託	国立大学法								(0)
うち共同実施	学校法人△	△△大学							(0)
合計(1. +2.)	合計(1. +2.)			0	0	0	0	0	0
うち消費税及び地方消費税(10%)			0	0	0	0	0	0	0
うちNEDO負担額			0	0	0	0	0	0	0
うちNEDO負担消費税等額	Į		0	0	0	0	0	0	0

(2) 委託先/研究分担先/分室総括表

研究開発に必要な経費の概算額を委託先機関ごとにまとめ、委託先総括表を作成してください。表は別添1-2「積算表」にある「(2)委託先総括表」から機関ごとに該当のシートに記載し、作成した表を図の形式で提案書に貼り付けてください。経費項目はそれぞれの業務委託積算基準(国立研究開発法人等「業務委託費積算基準(国立研究開発法人等用)」(https://www.nedo.go.jp/content/10090638 3.pdf 参照)、大学等「業務委託費積算基準(大学用)」(https://www.nedo.go.jp/content/100906384.pdf 参照)、それ以外の機関「業務委託費積算基準」(https://www.nedo.go.jp/content/100919901.pdf 参照))に準じて作成ください。

研究開発テーマ: 〇〇〇〇〇

機関名:●●株式会社

(単位:円)

項目	2021年度 (10月~)	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (~9月)	計		
I. 機械装置等費	0	0	0	0	0	0	0		
1. 土本・建筑工車费	0	0	0	٥	٥	0	0		
2.機 エクセルシートを作成し、この部分に貼り付けてください。									
3.保 その際、エクセルシー	3.保 その際、エクセルシート上の表の下段に記載されている(注)にご留意ください。								
Ⅱ. 労利							0		
1. 研	2、ナ. 記却 1	一次十二	ーノゼキい				0		
2. 補 シートは次のいずれた	かど 選択 し	(作成し(ください。				0		
Ⅲ. その ア. 企業等							0		
1. 消 イ. 国立研究開発流	去人等						0		
2. 旅 ウ. 大学等							0		
3.外 エ. 消費税の免税	主类字体						0		
4. 諸	#未1 寸						0		
							0		
IV. 間接經費	0	0	0	U	0	0	0		
V. 再委託費·共同実施費 ^(注2)	0	0	0	0	0	0	0		
合計(I+II+III+IV+V) ^(注3)	合計(I+II+III+IV+V) ^(注3) 0 0 0 0 0 0								
消費税及び地方消費税(10%)(注4)	0	0	0	0	0	0	0		
総計	0	0	0	0	0	0	0		

研究開発テーマ:○○○○

●●大学

(単位:円) 2021年度 2026年度 2022年度 2023年度 2024年度 2025年度 計 エクセルシートを作成し、この部分に貼り付けてください。 I. 直 その際、エクセルシート上の表の下段に記載されている(注)にご留意ください。 1. 物 2. 人 シートは次のいずれかを選択して作成してください。 ア. 企業等 3. 旅 イ. 国立研究開発法人等 4. そ ウ. 大学等 Ⅱ. 間 エ. 消費税の免税事業者等 Ⅲ. 再 うち消費税及び地方消費税(10%)

(3) 再委託先/共同実施先総括表

再委託・共同実施先の種別(企業等・独立行政法人・大学等・免税事業者等)に応じて、ア〜エの各様式を準用し、作成してください。その際、「再委託費・共同実施費」「うちNEDO負担額」「うちNEDO負担額」「うちNEDO負担消費税等額」の欄は不要です。

表は別添「積算表」にある「(3) 再委託・共同実施総括表」から該当のシートに記載し、作成した表を図の形式で提案書に貼り付けてください。

(単位:円)

項目		2021年度 (10月~)	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (~9月)	計	
I. 機械装置等費		0	0	0	0	0	0	0	
1. 土木·建築工事	費	0	0	0	0	0	0	0	
2. 機械装置等製作•購入費		0	0	0	0	0	0	0	
3. 保守·改造修理	3. 保守・改造修理費		0	0	0	0	0	0	
Ⅱ. 労務費		٥	٥	٥	۸	٥	Δ.	0	
1. 研究員費	エクセルシー	トを作成し	、この部分	分に貼り付け	けてください	/ ¹ 0		0	
2. 補助員費	2. 補助員費 その際、エク		クセルシート上の表の下段に記載されている(注)にご留意ください。						
Ⅲ. その他経費								0	
1. 消耗品費					T			0	
2. 旅費		0	0	0	0	0	0	0	
3. 外注費		0	0	0	0	0	0	0	
4. 諸経費		0	0	0	0	0	0	0	
小計(I+Ⅱ+Ⅲ)		0	0	0	0	0	0	0	
IV. 間接経費 ^(注1)		0	0	0	0	0	0	0	
合計(I+II+III+IV)		0	0	0	0	0	0	0	
消費税及び地方消費税(10%)		0	0	0	0	0	0	0	
総計		0	0	0	0	0	0	0	

4-3. 本事業において導入を予定している機器装置・備品

*本事業において、導入を計画している機器装置・備品をご記入ください。(200 万円以上を目安とします。)

機器・設備名	研究実施機関名	金額(円)	該当の研究項目及び導入時期		
00装置 一式	00大学	*,***,***	研究項目 B-1/6ヶ月頃		
00分析装置 一式	00株式会社	*,***,***	研究項目 A-2/1年2ヶ月頃		

5. 類似の研究開発

5-1. 現に実施あるいは応募している公的資金による類似の研究開発

現に実施あるいは応募している公的資金による類似の研究開発がある場合には、制度名(配分機関名)、 研究開発テーマ名、事業者名及び内容を説明してください。(再委託先等も含みます)

5-2. 現に実施している自己資金による類似の研究開発

本研究開発を受託した後も並行して類似の自社研究を続ける場合には、その研究概要、目標(性能等) を明らかにしてください。また、受託を希望している研究と類似する自社研究を明確に区別できること を説明してください。(再委託先等も含みます)

連名提案の場合は、『「〇〇株式会社〇〇 〇〇 (代表者氏名)」、「□□株式会社〇〇 〇〇 (代表者氏名)」及び「〇〇 〇〇 (代表者氏名)」は、』として、連名提案者全 ての代表者 (再委託先等は含まない) からの合意を得てください。

6. 契約に関する合意

「○○株式会社○○ ○○(代表者氏名:会社、法人としての代表者の氏名)」は、本研究開発テーマ「○○○○の研究開発」の契約に際して、NEDOより提示された契約書(案)に記載された条件に基づいて契約することに異存がないことを確認した上で提案書を提出します。また、業務の実施においては、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づいて行います。

利害関係の確認について

- ➤ NEDOは、研究開発テーマの決定にあたり大学・研究機関・企業等の外部専門家による先導研究案件検討委員会を開催します。この委員会では公正な案件検討を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても案件検討以外の目的に利用することを禁じております。
- ▶ さらに、委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、さらに委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な案件検討の徹底を図ることといたしております。
- ➤ そこで、提案者の皆さまには、委員に事前提供する情報の記載をお願いいたします。本書類にていただいた「提案者名」、「研究開発テーマ」及び「技術的なポイント」を委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- ▶ また、NEDOが委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいる場合には、「追加記述欄」(もしくは別紙)に任意で記載いただいても構いません。なお、委員から利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いたします。

提案者名

0000株式会社/主要研究員(もしくは研究開発責任者)氏名、

0000大学00学部00学科00研究室/主要研究員氏名

【再委託】000株式会社/主要研究員氏名

※連名提案を行う場合は、すべての機関名・所属・研究員氏名(再委託先、共同実施先を含む)を並記してください。

提案テーマ名

0000の研究開発

技術的なポイント

*本紙の情報を受けた委員が提案者との競合関係を判断できるように、提案テーマの技術的なポイントを問題ない範囲で記入してください。

追加記述欄

(利害関係者とお考えになる者がいる場合には、本欄もしくは別紙に任意で御記載ください。)

- 研究開発責任者研究経歴書の記入について -

研究経歴書は、研究開発等実施体制の審査のために利用されます(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます)。

研究開発責任者の研究経歴を研究開発責任者研究経歴書(様式1)に記入し、紙面で提出してください。

【記入にあたっての注意点】

- ①提案者の研究開発責任者
 - 提案者毎に研究開発責任者を1名選任してください。
- ②研究開発経歴(現職含む):
 - (ア)「過去の研究実績(参画プロジェクト)」については、自社独自のプロジェクトのみならず過去に参画したNEDOプロジェクト等も含めて記載してください。また、大学への派遣や他の企業/研究機関での勤務経験なども併せて記載してください。
- ③受賞歴、当該研究開発に関する最近5年間の主要論文、研究発表、特許等(外国出願を含む):
 - (イ) 当該研究開発プロジェクトに関連する研究成果を記載してください。
 - (ウ)研究成果を示すものとして、「論文(研究経歴又は専門分野における代表的な論文。学会の査読の無いもの等も可)」、「研究発表(学会のみならずシンポジウム等での口頭発表等も可)」、「特許(外国出願を含む)」等がありますが、これに限定しません。なお、共著者、共同発表者、又は共同発明者でも可です。
 - ※ 「論文、研究発表、特許等」は、原則として少なくてもこれらのうち 1 つについて当該分野 に関する研究成果を示す記述があることが必要となります。これらがない研究者においては、「そ の他」項目に当該プロジェクトを遂行する上で当人の知見が不可欠であることを示す事由を記載してください。技能者や分析担当者・技術動向調査担当者等において、「論文」「研究発表」「特許」 等が無い場合については、当該人物が研究に不可欠である旨を有する技能や経験に関連付けて記述してください。

								経歴書作成日:			
				研究	開発責任	者候補	研究経歴書	書			
	氏名	!									
	フリガ										
生年月日(西暦)、年齢、性別											
所属研究機関の e-Rad 研究機関コード (10 桁)											
(所属研究機関の研究代表者は必須。)											
e-Rad 研究者番号 (8 桁) (所属研究機関の研究代表者は必須。代表者以外は 不明または保有していない場合は省略可)											
所属											
	部署名	名									
	役職名	名									
	最終学	歴									
学位											
	取得年										
研究開発経歴		現職含む)	年				四次服务内容				
	年	~	#				研究開発内容				
		~									
		~									
		~									
		~									
		~									
受賞歴(西暦	※年月)	~									
又員正 (日/日	年	月		主催者名	表彰制度名称	受賞名称		受賞件名			備考
		<u> </u>									
			の成果等	(各主要なもの 10 件)		***		5A -L 1// 5L 6			144.44
論文	発行年	月		主な著者 1	著者 2	著者3	表題	論文雑誌名	巻 (Vol.)	号	備考
									<u></u>	<u> </u>	
		 	<u> </u>								
研究発表	発表年	月		主催者名	イベント名	発表者		発表タイトル)		備考
特許等	出願年	月	日	出願番号	登録番号			発明等の名称			備考
その他	年	月		タイトル				自由記述			
本研究開発プロ	ロジェクリ	ニキルス が	 								
平明 九 用 无 ノ	ロンエクト	1-031/015	46 1								

研究開発等実施体制の審査のために利用されます。ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について -

2016年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況について記載ください。

対象:提案書の実施体制に記載される委託先(再委託等は除く)

※提出時点を基準としてください。

提案法人名	常時雇用す	認定状況及び取得年月日(認定が無い場合は無しと記入)
	る労働者数	
○○株式会社	○名	えるぼし認定1段階(○年○月○日)
○○株式会社	○名	えるぼし認定行動計画 (〇年〇月〇日)、
		ユースエール認定

- ※必要に応じて、適宜行を追加してください。
- ※証拠書類等の提出をお願いする可能性があります。

【加点対象認定】

(参考:女性活躍推進法特集ページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html)

認定等の区分				
	1 段階目**1			
	2 段階目**1			
女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)	3 段階目**1			
(んのはし祕疋征耒・ノブナノなはし祕疋征耒)	プラチナえるぼし**2			
	行動計画**3			
炉 単位社 2 ≠ 3 / ⇒ 3 →	くるみん (旧基準) **4			
次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	くるみん (新基準) **5			
(くるみん祕疋征耒・ノブナ)くるみん祕疋征耒)	プラチナくるみん			
若者雇用促進法に基づく認定				
(ユースエール認定企業)				

- ※1 女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法第 24 号)による改 正後の女性活躍推進法第 12 条に基づく認定
- ※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。
- ※4 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の認定基準又は同附則第2条第3 項の規定による経過措置に基づく認定
- ※5 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改 正後の認定基準に基づく認定

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

- NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について -

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)では、研究開発プロジェクトの実施について、その成果を把握するとともに研究マネジメント改善や技術開発戦略への反映を図りたいと考えており、本調査を実施いたします。下記のとおり提出くださいますようお願いいたします。

調査結果については、NEDO内において、厳重な管理の下で取り扱うこととしており、情報を外部に公表する場合には、統計処理するなど企業名が特定されないよう細心の注意を払わせていただきます。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず提出をお願いいたします。

記

対象者	提案書の実施体制に含まれる全ての実施者(再委託先、共同実施先を含む)のうち、企業のみが対象です。技術研究組合については、構成する全ての法人のうち企業のみが対象です。 なお、同一年度において同一法人当たり一回の御協力をお願いします。他のNEDO事業公募時に提出している場合は、調査票の提出済み欄にチェックして提出ください。
対象プロジェ クト	対象者が過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクト(再委託先、共同実施先を含む)。 ただし、対象は、過去15年間のプロジェクト。 また、同一年度にNEDOへ企業化状況報告書を提出するもの、追跡調査で御回答いただくものは除きます。(補足QA参照)
記入方法	調査票に記入してください。 対象が5件以上ある場合には、売上や成果の活用面で高く評価できるものから5件(1者当たり)を対象者で選定してください。 調査票は対象者ごと、プロジェクトごとに複製して利用ください。 〈記入上の注意〉 ○実用化の定義 顧客評価(認定用)サンプルの作成や量産試作の実施、製造ライン設置、原価計算、製品ラインアップ化(カタログ掲載)、継続的な売り上げ発生等 ○その他NEDO成果として認識するもの 直接的なものに限らず、波及効果・派生技術・知財ライセンス・技術移転等も含みます
提出方法	公募期限までに、対象者ごとにまとめて提出してください。
問合先 及び提出先	提案書と同じ。
その他	記載いただいた内容に関して、問い合わせさせていただくことがあります。

以上

(様式 4)

- ・企業ごとに本票を複製して記入してください。
- ・実施実績が多くある場合は、効果が大きい順に複数(最大5種)お書きください。

フマルロフマル東 ページ	VOLUME TO COMPANY OF THE PROPERTY OF THE PROPE							
1. 今回提案								
するプロジ	○○プロジェクト							
エクト								
2. 企業名	○○株式会社							
	<下記に該当する場合チェックしてください。過去の実施実績欄の記載は不要です。>							
3. 記載免除	□ 過去 15 年間、NEDOプロジェクト実施実績なし							
条件	□ 同一年度に既に他の公募で提出済							
	(応募事業名:○○○技術開発 公募期間:○年○月○日~○年○月○日)							
	□ 類似の調査で報告済(調査名:○○に関する調査)							
	□ 同一年度に追跡調査で報告済(※プロジェクト終了後6年以内)							
4 本にの知	(該当プロジェクト名:P00000 ○○技術開発)							
4. 直近の報	□ 同一年度に企業化状況報告書(または実用化状況報告書)で報告済							
告	(※助成事業*1終了後6年以内、基盤技術研究促進事業終了後11年以内または16							
	年以内)							
	(該当制度名:○○事業)							
	※過去 15 年以内に実施したNEDOプロジェクトの成果について記載してください。							
	なお、「3. 記載免除条件」に該当する場合は、本項目の記載は一切不要です。また、「4.							
	直近の報告」に記載した事業ついては、記載不要です。ただし、上記のいずれかに該当							
	する場合でも、報告内容に変更があった場合は、本項目を記載いただいてかまいません。							
	(直接的なものに限らず、波及効果・派生技術・知財ライセンス・技術移転等も含む)							
	●プロジェクト番号・名称: P00000 ○○技術開発							
	●実施期間:○○年度~○○年度							
	●プロジェクトで生み出した技術的成果と実用化の状況:							
_ \\	(例)・当該事業で開発した○○○技術を、△△△製品の×××として活用している。							
5. 過去の	・当該事業で開発した○○○技術を利用して△△△の製造をしている。							
実施実績①	・当該事業で取得した○○に関する特許を他社にライセンス供与している。							
	●成果が活用されている製品名:							
	●直近の売上額:							
	●その他(社会的便益、CO2削減効果、雇用創出など):							
	●記入者連絡先							
	□ 提案者と同じ							
	□ それ以外							
	所属・氏名: 住所:							
	電話: e-Mail:							

(留意事項)

- *1:対象となる助成事業:
- ·福祉用具実用化開発推進事業、産業技術実用化開発助成事業、大学発事業創出実用化研究開発事業
- ・国民の健康寿命延伸に資する医療機器・生活支援機器等の実用化開発
- ・課題設定型産業技術開発費助成金交付規程を適用する事業(下記リンク先ページ下部)のうち助成を 受けている方

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

「NEDO研究開発プロジェクト実績調査票」に関する補足事項

- Q. 対象者は
- A. 対象は、提案書の実施体制に含まれる全ての企業とします。

再委託先、共同実施先も含みます。

技術研究組合の場合は、構成する企業のみを対象とします。

なお、「過去 15 年間、NEDOプロジェクト実施実績がない場合」もしくは「同一年度に既に他の公募で実績調査票を提出済の場合」には、「5. 過去の実施実績」の記載が不要です。また、そのようなケースに該当しない場合でも、「4. 直近の報告」に記載した事業ついては、記載不要です。ただし、上記のいずれかに該当する場合でも、報告内容に変更があった場合は、「5. 過去の実施実績」について記載いただいてかまいません。

- Q. 対象となる過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトとは
- A. 対象は、過去 15 年以内に実施し終了したNEDOの研究開発プロジェクトにおいて、NEDOと直接の契約者だけではなく、再委託先、共同実施先として参加した者も対象として含みます。(導入普及事業・モデル事業・実証事業は対象外)

案件が 5 件以上ある場合は、売上や成果の活用面で効果が高いものを、対象者で 5 件を選定してください。

また、同一年度にNEDOが実施する追跡調査で御回答いただいているもの、企業化状況報告書(又は実用化状況報告書)を提出いただくものは除きます。

具体的には、以下の2点に該当するものは、回答が不要です。

- ①追跡調査の対象事業
 - ・過去 6 年以内に終了した研究開発プロジェクトのうち、同一年度の追跡調査で御回答いただいているもの
- ②企業化状況報告書(または実用化状況報告書)で、同一年度に報告いただくもの
 - 基盤技術研究促進事業

※以下の事業のうち、過去6年以内に終了したもの

- •福祉用具実用化開発推進事業
- 産業技術実用化開発助成事業
- ・国民の健康寿命延伸に資する医療機器・生活支援機器等の実用化開発
- ·大学発事業創出実用化研究開発事業
- ・課題設定型産業技術開発費助成金交付規程を適用する事業のうち助成を受けている方 (御参考)課題設定型産業技術開発費助成事業一覧

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

なお、上記のいずれかに該当する場合でも、報告内容に変更があった場合は、「記載いただいてかまいません。

- Q. プロジェクト名称について
- A. 同一製品に、複数のNEDOプロジェクトの成果が活用されている場合には、「プロジェクト名称」欄には、NEDOからの資金が大きいプロジェクトについて記入し、その他のプロジェクトについては、プロジェクト名称を備考欄に記入してください。
- Q. 自らが実施したプロジェクトが分からないときは
- A. 自らが把握している範囲で回答をお願いするものです。
- Q. 企業以外の対象者の製品名、製品売上額欄への御回答について
- A. 自ら製造、販売を行わない対象者は、把握されている範囲で、御回答ください。

Q. 成果の活用状況について

A. NEDOプロジェクトの「どのような成果」が、「どのような製品(下記参照)」に、「どのような形で使われているか(成果が使われている部品やプロセス等)」を記入してください。 NEDO成果の自ら製造している製品への直接的な活用だけではなく、知財のライセンシングなど、間接的な利用についても御記入ください。

Q. 成果が活用されている製品名について

- A. 自ら製造している製品に活用されている場合は、その製品名を記入してください。 他社の製品に活用されている場合は、その製品名を記入してください。ただし、製造者からの了解が 得られない場合は、品種名でも構いません(例:液晶テレビ、冷蔵庫等)
- Q. 「成果が活用されている製品」の考え方について
- A. NEDOプロジェクトの成果が何らかの形で活用されている最終製品(社会的・経済的効果を産み出す物品・サービス等)とします。ただし、自らが最終製品を製造していなかったり、使用される最終製品が多岐にわたる等の理由で、成果の活用状況の把握が困難な場合には、部材等の中間財でも結構です。

Q. 製品売上額の考え方について

- A. 「成果が活用されている製品」の売上額を記載してください。なお、売上額については、売上規模が 分かる大よその値で構いません。また、国内売上のみであるか、又は海外売上を含むものであるのか について、その区別を御記入ください。
- Q. 調査票の提出方法について
- A. 公募期限までに、御提出ください。

御提出に当たっては、実施者間での情報流出を防止する観点から、連名提案する他の事業者〈取りまとめ企業等〉に記載内容を公開したくない場合には、事業者ごとにファイルにパスワードをつけるなどして、提案書と併せて提出願います。この際、ファイルパスワードについては、NEDO担当者による提案書受理メールの受領後、当該メール送付者にパスワードの送付をお願いいたします。

Q. 調査結果について

A. NEDOは、本調査票を外部には開示せず、厳重な管理の下で取り扱い、実施者を選考する際に活用します(事前審査を行う外部有識者にも公開いたしません。NEDO内で行う契約・助成審査委員会でのみ活用します。)。

なお、情報を外部に公表する場合には、統計処理するなど機関名等が特定されないよう細心の注意を 払います。

NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

提案書類に添付する「NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票」については、応募要件として「情報管理体制」等を有することを必須としていることから、全ての確認項目に対して採択後の契約締結時までに対応する必要があります。(仮に、契約締結時までに未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。)このため、情報管理体制等が不確実な場合は、提案者への聴取などを通じて確認する場合があります。

なお、提案者(再委託等は除く。)として位置づけられる全ての事業者について、1事業者毎に1枚 作成して下さい。

また、提案時に「対応するエビデンス」の提出は不要です。ただし、契約締結後概ね3ヶ月を目途に、NEDOが委託先訪問時等に当該エビデンスを確認するため、各種エビデンスの整備及び保管をお願いします。

N o	確認項目	想定するエビデンス
2	情報管理に関する規程類を整備している。	情報セキュリティ管理規程
3	情報取扱者以外の者が、機微情報に接したり、職務上、提供を要求してはならない旨を定めている(システム上のアクセス制限等を含む)。	情報管理体制等取扱い規程
4	NEDOが承認した場合を除き、親会社、地域統括会社等の 事業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う 者を含む一切の事業者以外の者に対して、機微情報を伝達又 は漏えいしてはならない旨を定めている。	情報管理体制等取扱い規程
5	機微情報の漏えいなどによる情報セキュリティ上の問題が 発生した場合、その対応方法や連絡体制、情報漏えいした際 の処分等に関するルールを定めている。	情報管理体制等取扱い規程、 就業規則
6	再委託先等がある場合、再委託先等に対して自社と同様の機 微情報の情報管理を求めている。	締結予定の「再委託契約書」の案文
7	情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成し、情報取扱者は実施計画書の研究体制に記載された者及びNEDOが了解した者のみとしている。	情報取扱者名簿及び情報管理体制図

NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票(研究・実証事業用)

NEDO先導研究プログラム/未踏チャレンジ2050/(個別の研究テーマ)

						作成日	
事業代表	養者・ 表者	●●株式会社 代表取締役社長 ●● ●●	ä	去人番·	号		
件名 ●●●の研究開発(大項目)/●●●●の研究開発(中項目)/●●●●の研究開発(小項目)							
各確認事項に対して事業者が該当する回答欄に「●」を記入し、「対応するエビデンス」には以下を記入して下さい。 本確認票 の 記入方法 「該当」又は「契約締結時に該当」を選択した場合 : エビデンスとなる書類の名称を記入して下さい。 「対象外」を選択した場合 : 記入不要です。						2約締結時点までに対応する場合です。	「契約
		項目欄				回答欄	確認欄
No	項目	確認事項	該当	契約 締結 時該 当	対象外	対応するエビデンス例	NEDO 記入
Ι.	過去	の契約解除実績					
1		過去3年以内に情報管理の不備を理由にNEDOから契約を解除されたことはない。	•				
Ι.	組織	的対策					
2	規定	情報管理に関する規程類を整備している。	•			情報セキュリティ管理規程。	
3		情報取扱者以外の者が、機微情報に接したり、職務上提供を要求してはならない旨を定めている(システム上のアクセス制限等を含む)。		•		「情報管理体制等取扱い規程」を整備 し、システム上のアクセス制限等を構築 予定。	
4		NEDOが承認した場合を除き、親会社、地域統括会社等の事業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の事業者以外の者に対して、機微情報を伝達又は漏えいしてはならない旨を定めている。		•		「情報管理体制等取扱い規程」を整備予 定。	
5	N E D	機微情報の漏えいなどによる情報セキュリティ上の問題が発生した場合、その対応方法や連絡体制、情報漏えいした際の処分等に関するルールを定めている。		•		「情報管理体制等取扱い規程」を整備予定。情報漏えいした際の処分は就業規則に記載。	
6	事業で	再委託先等がある場合、再委託先等に対して自社と同様の機 微情報の情報管理を求めている。		•		締結予定の「再委託契約書」の案文。	
7	の情報管理	情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成し、情報取扱者は実施計画書の研究体制に記載された者及びNEDOが了解した者のみとしている。 【情報取扱者】 情報管理責任者:NEDO事業の責任者である業務管理者であり機微情報の管理責任者 情報取扱管理者:NEDO事業の進捗管理を行う者であり、主に機微情報を取り扱う者ではないが、機微情報を取り扱う可能性のある者業務従事者:機微情報を取り扱う可能性のある者		•		「情報取扱者名簿及び情報管理体制 図」を作成予定。	
【定義】 ・「機微情報」とは、NEDO委託業務を通じて取得又は知り得た保護すべき技術情報を指す。							

・「情報取扱者」とは、機微情報を取り扱う者を指す。

【注音事項】

※提案時には全項目(対象外を除く)が「該当」または「契約締結時に該当」を選択することで、応募要件を満たします。また、採択決定後の契約締結時には全項目(対象外を除く)が「該当」として、情報管理体制等を整備する必要があります。

※提案時の「対応するエビデンス」は、NEDOが求めた場合を除き、原則、提出不要です。ただし、契約締結後概ね3ヶ月を目途に、NEDOが訪問時等に当該エビデンスを確認しチェックします。なお、チェック後の本確認票とともに各種エビデンスの保管をお願いします。

確認日	年	Ξ	月	日	確認者	
					/11	

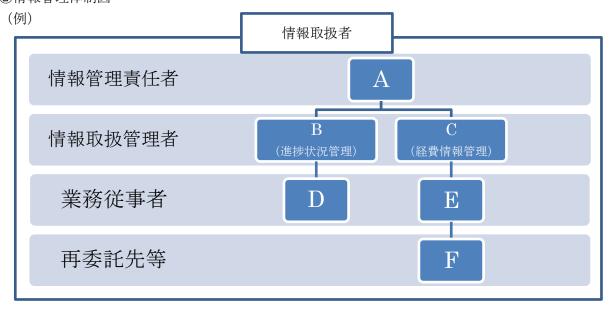
情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿 (項目必須)

		氏名	所属	役職	研究体制上の位置づけ**4	パスポート番 号及び国籍* ⁵
情報管理責任者*1	Α					
情報取扱管理者**2	В					
	С					
業務従事者※3	D					
	Е					
再委託先等	F					

- (※1) NEDO事業の責任者である業務管理者であり機微情報の管理責任者。
- (※2) NEDO事業の進捗管理を行う者であり、主に機微情報を取り扱う者ではないが、機微情報を取り扱う可能性のある者。
- (※3)機微情報を取り扱う可能性のある者。
- (※4) 実施計画書の研究体制に登録されている者は「●印」、それ以外の者はNEDO事業との関係性や役割を記載。
- (※5)日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号及び国籍を記載し、該当しない場合は「一」と記載。
- (※6) 住所、生年月日については、必ずしも当該名簿での管理を要しないが、NEDOから求められた場合は速やかに 提出すること。

②情報管理体制図



【留意事項】

- ・NEDO事業を実施した際に取得又は知り得た保護すべき技術情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・NEDO事業の遂行のため、最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

提出書類チェックリスト

提案テーマ名 「○○○の研究開発」
応募連絡先の機関名: ○○○○ (法 人 名)
応募連絡先以外の機関名:○○○○株式会社、○○○○大学
以下の通り提出書類に不備がないことを確認し、提出致します。
(確認ができましたら□欄に✔を入れて提出ください。)
<提出書類の確認>
□ 提案書(連名提案の場合は、表紙のみ全連名機関)
□ 利害関係の確認について(連名提案の場合は、全連名機関)
□ 研究開発責任者研究経歴書(連名提案の場合は、全連名機関)
□ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況(企業のみ)
□ NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票(企業のみ、再委託先、共同実施先を含む)
□ 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票(連名提案の場合は、全連名機関)
□ e-Rad 応募内容提案書(代表機関のみ)
□ 会社案内(企業のみ、再委託先、共同実施先を含む)
□ 直近の事業報告書(企業のみ、再委託先、共同実施先を含む)
□ 直近の財務諸表(企業のみ、再委託先、共同実施先を含む))(3年分)
□ 契約に対して疑義がある場合の文書(疑義がある場合のみ)
□ 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しく
は関心を示していることを表す資料(該当する場合のみ)
<アップロード前の確認>
□ アップロードするファイル提出書類は PDF 形式であるか
□ アップロードファイル名は半角革数字か

□ 全てのファイルが一つの zip ファイルにまとめてあるか

29 度新エネイ/第 0214001 号 平成 30 年 2 月 15 日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 イノベーション推進部

NEDO先導研究プログラムにおける知財マネジメント基本方針

日本版バイ・ドール制度の目的(知的財産権の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用すること)及びプロジェクト(本事業におけるプロジェクトは研究開発テーマ及びその実施体制をいう。以下同じ。)の目的を達成するため、プロジェクトにおいては、以下の知的財産マネジメントを実施することを原則とする。

本方針に記載のない事項については、プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

プロジェクト参加者は、本方針に従い、原則としてプロジェクト開始(委託契約書の締結)までに、プロジェクトの参加者間で知的財産の取扱いについて合意するものとする。なお、合意書の作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(平成27年5月)を参考にする。

1. 本方針で用いる用語の定義

(1) 発明等

「発明等」とは、発明、考案、意匠の創作、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第2項に規定する回路配置の創作、種苗法第2条第2項に規定する品種の育成、著作物の創作及び技術情報のうち秘匿することが可能なものであってかつ財産的価値のあるもの(以下「ノウハウ」という。)の案出をいう。

(2) 発明者等

「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。

(3) 知的財産権

「知的財産権」とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、 意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法 (平成10年法律第83号)第3条に規定する品種登録を受ける地位及び著作権(著作権法(昭和45年 法律第48号)第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む)、外国における上記各権利及び 地位に相当する権利及び地位並びにノウハウを使用する権利をいう。

(4) フォアグラウンド I P

フォアグラウンドIPとは、プロジェクト参加者が、プロジェクトの実施により得た知的財産権をいう。

(5) バックグラウンド I P

プロジェクト参加者がプロジェクトの開始前から保有していた知的財産権及びプロジェクトの開始後にプロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権をいう。

2. 委託契約書において定める事項

(1) 日本版バイ・ドール規定(産業技術力強化法第17条)の適用

NEDOは、フォアグラウンドIPについて、研究開発の受託者が産業技術力強化法第17条第1項各号に定める以下の事項を遵守することを条件として、受託者から譲り受けないものとする。

- ・研究成果が得られた場合には遅滞なくNEDOに報告すること
- ・国が公共の利益のために必要があるとして求めた場合に、フォアグラウンドIPを無償でNEDOに 実施許諾すること
- ・フォアグラウンド I Pを相当期間利用していない場合に、国の要請に基づいて第三者に当該フォアグラウンド I Pを実施許諾すること
- ・フォアグラウンドIPの移転等をするときは、合併等による移転の場合を除き、あらかじめNEDO の承認を受けること
- (2) 知的財産権の利用状況調査 (バイ・ドール調査) の実施

NEDOは、成果の有効活用を図るため、受託者に対して、バイ・ドール調査を実施し、知的財産権の利用実態を把握するものとする。

(3) その他の事項

受託者が合併等により、当該委託業務に係る知的財産権の移転が生じる場合は、事前にNEDOに届け出るものとする。

NEDOは、当該受託者が保有するフォアグラウンドIPについて、移転等の後においても事業活動において効率的に活用されるか等の観点で検討を行い、再実施権付き通常実施権を要求する等、必要に応じて当該移転等の後におけるフォアグラウンドIPの保有者以外の第三者による実施を確保する。

3. プロジェクト参加者間の合意書で定める事項

(1) 知的財産マネジメントの実施体制の整備

本方針に従い知的財産マネジメントを適切に実施するため、知財運営委員会又は同機能(「知財運営委員会等」とする。以下同じ。)を整備する。

知財運営委員会等は、研究開発の成果についての権利化、秘匿化、公表等の方針決定、実施許諾に関する 調整等を行う。

知財運営委員会は、委員長、プロジェクト参加者の代表者、知的財産の専門家等から構成する。

知財運営委員会を設置する場合には、同委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の 運営に関する事項を定めるため、知財運営委員会運営規則を作成する。

(2) 秘密保持

プロジェクト参加者は、プロジェクト参加者が保有する技術情報を他のプロジェクト参加者に開示する場合における秘密保持のため、必要な手続きや対象範囲等をプロジェクト参加者間であらかじめ合意するものとする。

(3) プロジェクトの成果の第三者への開示の事前承認

プロジェクトの成果については、知財運営委員会等の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の 第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。

(4) 発明等の成果の届出及び権利化等方針の決定手続き

プロジェクトの実施により発明等をなした場合には、直ちに知財運営委員会等に対し、当該発明等の成果の内容を届け出るものとする。

知財運営委員会等は、届出を受けた発明等の成果について、出願により権利化し又は秘匿する必要があるか否か、出願により権利化する場合にあっては出願対象国、秘匿する場合にあっては秘匿期間等について審議し、決定するものとする。

なお、知財運営委員会等が研究開発の成果を秘匿すると判断した場合においても、NEDOが研究開発の成果の内容を把握するため、秘匿化の是非についてのNEDOとの協議等が必要である。

(5) 研究開発の成果の権利化等の方針

研究開発の成果を出願により権利化する場合においては、海外においても市場展開が見込まれるのであれば、市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断される日本以外の国においても権利化することを原則とする。

また、出願による権利化の件数を重視するのではなく、権利化しない選択も考慮するとともに、成果の 内容に応じて、秘匿化の要否、論文等による公表の要否を検討する。

(6) フォアグラウンド I Pの帰属

フォアグラウンド I Pは、発明者等が属するプロジェクト参加者の職務発明規程等に基づき当該参加者に承継させるものとする。

発明者等が属する機関にフォアグラウンドIPを保有させても研究開発成果の有効な活用が見込まれない場合、発明者等が属する機関が再委託先であり当該再委託先にフォアグラウンドIPを保有させるとフォアグラウンドIPが分散しかつ事業化に支障が生じると考えられる場合、プロジェクト参加者が技術研究組合を設立し当該組合が将来組織変更して事業会社となることを想定している場合には、将来を見据えて適切な者がフォアグラウンドIPを保有するよう、必要な範囲で、発明者等の属する機関以外の者にフォアグラウンドIPの一部又は全部を譲渡することをあらかじめプロジェクト参加者間の合意により定める。

(7) 共有するフォアグラウンド I Pの実施

プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンド I Pについて、自由かつ 無償にて実施できるものとすることを原則とする。ただし、共有権者間の合意が得られていれば、他の取 扱いとすることを妨げない。

(8) 知的財産権の実施許諾

プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権 (フォアグラウンド I P及びバックグラウンド I Pを含む。) について、プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者によるプロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。

ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。

(9) プロジェクト成果の後継プロジェクトへの活用

本事業の目的に照らして、フォアグラウンドIPの保有者は、プロジェクト成果を基にした後のプロジェクト(「後継プロジェクト」という。以下同じ。)が実施される場合には、後継プロジェクトの参加者の当該プロジェクト期間中における研究開発活動に対して、NEDOが求めたときは、当該フォアグラウンドIPを実施許諾するものとする。

(10) フォアグラウンド I Pの移転先への義務の承継

プロジェクト参加者は、フォアグラウンドIPの移転を行うときは、フォアグラウンドIPについて課されている実施許諾等に関する義務を移転先に承継させるものとする。

(11) プロジェクトの体制の変更への対応

プロジェクト参加者は、プロジェクトから脱退した場合においても、知財合意書により自己に課された 義務を引き続き負うものとする。

また、プロジェクト参加者の体制が変更し、参加者が追加された場合には、原則として当該参加者に対しても当初のプロジェクト参加者と同様の権利・義務を課すものとする。

(12) 合意の内容の有効期間

プロジェクト期間終了後も含め、必要な範囲で合意の内容についての有効期間を定めるものとする。

(13) 合意の内容の見直し

プロジェクト参加者間で合意した内容は、当該合意後の事情の変更等に応じて見直すことができるものとする。

4. 未利用成果等の活用促進

NEDOは、プロジェクトによる技術開発成果から得られるアウトカムの最大化を図ることを目的に、 第三者への開放が可能な成果(サンプル、知的財産権等)については、その成果の活用を希望するユーザーとのマッチングによる未利用成果等の活用促進を図るものとする。

また、NEDOは、利活用されていない成果について、バイ・ドール調査等の情報を用いて要因分析等を進めつつ、日本版バイ・ドール規定の趣旨を踏まえた更なる成果促進策について検討を進める。

5. その他

本方針は、エネルギー・環境新技術先導プログラムの平成27年度に採択決定したプロジェクトから適用する。

(改定履歴)

平成27年7月 制定

平成30年2月 事業名変更に伴う改訂

30 度新エネイノ第 0420009 号

平成 30 年 4 月 20 日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

NEDO先導研究プログラムにおけるデータマネジメントに係る基本方針

本プロジェクトの目的の達成及び本プロジェクトで取得又は収集した研究開発データの効果的な利活 用促進のため、本プロジェクトにおいては、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

プロジェクト参加者は、本方針に従い、特段の事情がない限りプロジェクト開始(委託契約書の締結)までに、研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成するものとする。なお、プロジェクト参加者間でのデータの取扱いについての合意書(以下「データ合意書」という。)及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン(別冊)委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン((平成29年12月)を参考にする。

1. 本方針で用いる用語の定義

(1) 研究開発データ

「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。

(2) 自主管理データ

「自主管理データ」とは、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

(3) 非管理データ

「非管理データ」とは、自主管理データ以外の特に管理を要しない研究開発データをいう。

2. 本研究開発における研究開発データの基本的事項

(1) 自主管理データ

自主管理データについては、一義的には取得又は収集したプロジェクト参加者が管理方針を決定すべき ものであるが、種々の目的や用途のためにプロジェクト参加者自らによる利活用又は他者に対する提供 等を促進するよう努める。

3. NEDOと受託者とが約する事項

(1) データカタログに掲載する索引情報の報告

プロジェクト参加者以外にも提供・利活用が可能な自主管理データについては、その索引情報(以下「メタデータ」という。)をNEDOに報告し、これをNEDOが作成したデータカタログに掲載することに同意するものとする。

(2) データマネジメントプランの提出

受託者は、プロジェクト参加者以外にも提供・利活用が可能な自主管理データについては、データマネジメントプランをNEDOに提出する。

また、受託者は、プロジェクト参加者間のみで共有・利活用可能な自主管理データ、他のプロジェクト参加者やプロジェクト参加者以外と共有・利活用しない自主管理データについては、研究開発データの名称、研究開発データの管理者、研究開発データの説明及び秘匿する理由を記載した簡略型データマネジメントプランをNEDOに提出する。

データマネジメントプラン及び簡略型データマネジメントプランは、特段の事情がない限りプロジェクト開始前までに、NEDOに提出する。ただし、プロジェクト開始前にデータの取得又は収集を想定することが困難な場合は、データの取得又は収集の想定ができた時点で、データマネジメントプラン及び簡略型データマネジメントプランのNEDOへの提出を行うこととする。

(3) データマネジメントプランの追加提出・修正

受託者は、プロジェクト開始後に、想定し得なかったデータが取得又は収集される場合は、必要に応じて、研究開発プロジェクト期間中であってもデータマネジメントプラン及び簡略型データマネジメントプランを追加提出又は修正し、NEDOに提出する。

- (4)受託者は、データマネジメントプラン、簡略型データマネジメントプラン及びメタデータをNED Oが別途指定する様式によりNEDOに提出する。
- 4. プロジェクト参加者間のデータ合意書で定める事項
- (1) データマネジメントの体制の整備

本方針に従い、自主管理データのマネジメントを適切に行うため、プロジェクト参加者間にてデータの取り扱いを協議・管理する委員会を設置し、データマネジメント機能を付与する。但し、プロジェクト参加者間にて、協議会・会合等が既に存在あるいは設置する予定がある場合は、当該協議会・会合等にデータマネジメント機能を付与しても良い。(以下データマネジメント機能を付与した機関を「管理委員会」という。)

管理委員会は、管理すべき研究開発データの特定、研究開発データの形式の決定、データ提供、秘匿化の 方針決定及び研究開発データの利用許諾条件等の調整等を行う。

(2) 本プロジェクトの研究開発データの第三者への開示の事前承認 1

本プロジェクトの実施によって取得又は収集された研究開発データのうち、自主管理データについては、管理委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、知財管理委員会の承認が得られた研究開発データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。

(3) データマネジメントプランの作成及び研究開発データの利用許諾

プロジェクト参加者は、データマネジメントプランを作成してNEDO及び管理委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施

する。また、研究開発の進展等に伴い、データマネジメントプランを適宜修正してNEDO及び管理委員会に提出する。

研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用 許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼす おそれがある場合は、管理委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

(4) 本プロジェクト期間中の研究開発又は本プロジェクトの成果の事業化のための研究開発データの 利用許諾 プロジェクト参加者は、本プロジェクト期間中における本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者による研究開発活動に対して、又は本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、必要な範囲で、無償又は合理的な利用料で利用許諾することを原則とする。(自主管理データにおいて、プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。)

1 個人情報を含む研究開発データについては、他者に提供する場合には、本人の同意を得ることや特定の個人を識別できないように加工することが必要となるが、プロジェクト参加者は、当該加工に際し、法令及びガイドライン等を十分に考慮する必要があることに留意する。また、自主管理データを管理するに当たり、不正競争防止法における保護を受けるためには、その自主管理データが、不正競争防止法上の「営業秘密」として管理されていることが必要である点に留意する。

ただし、当該研究開発データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲(特にプロジェクト参加者が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データ)については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、管理委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

5. プロジェクト参加者がデータマネジメントプランに記載する事項

以下の事項につき、本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者とよく協議を行った上で記載すること。特に(8)に関しては、研究開発データの円滑な提供に向けた取組として、当該研究開発データと、プロジェクトで他のプロジェクト参加者が開発したソフトウェアや他のプロジェクト参加者が取得又は収集した研究開発データと併せて利用許諾される可能性があれば記載すること。

- (1) 研究開発データの名称
- (2) 研究開発データを取得又は収集した者
- (3) 研究開発データの管理者
- (4) データの分類(自主管理データと記載)
- (5) 研究開発データの説明
- (6) 研究開発データの想定利活用用途
- (7) 研究開発データの取得又は収集方法
- (8) 研究開発データの利活用・提供方針
- (9) (他者に提供する場合)円滑な提供に向けた取組 (秘匿して自ら利活用する場合)秘匿期間、秘匿理由
- (10) リポジトリ (プロジェクト期間中、終了後)
- (11) 想定データ量
- (12) 加工方針(ファイル形式、メタデータに関する事項を含む。)
- (13) その他(サンプルデータやデータ提供サイトのURL)

(改訂履歴)

平成30年4月 第1版

契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札、又は応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、 御了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること、又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結 日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月中に締結した契約については原則として93日以内)

(参考資料1)

追跡調査・評価の概要

本資料では、NEDOで実施している追跡調査・評価の概要を記載しています。NEDOでは、NEDOプロジェクトで得られた成果の活用状況や社会的・経済的裨益の把握、及びNEDOの業務運営改善等を目的として、終了したNEDOプロジェクトを対象に追跡調査・評価を実施しております。本調査・評価への協力については、契約約款もしくは交付規程の協力事項及び存続条項に記載されております。

追跡調査・評価に関する御質問は、下記までお願いいたします。

追跡調査・評価に関する問い合わせ先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) 評価部

TEL: 044-520-5161

FAX : 044-520-5162

追跡調査・評価の進め方

終了翌年度

終了直後調查

研究開発の進捗状況及びNEDOプロジェクト実施時のマネジメントに関するアンケート調査

- 1) 研究開発の段階(研究、開発、製品化、上市、中止、中断の別)
- 2) プロジェクト実施の成果及び効果(成果達成度、実用化予定、標準化等)
- 3) プロジェクト参加時、期間中、終了直後のマネジメント



2, 4, 6年後

プロジェクト終了後の研究開発進捗状況に関するアンケート調査

簡易追跡調查

- 1) 研究開発の段階(研究、開発、製品化、上市、中止、中断の別)
- 2) プロジェクト実施の効果(売上、波及効果、標準化等)



終了翌年度 2, 4, 6年後 終了直後調査及び簡易追跡調査の結果、

新たに「製品化・上市段階に至った企業」、「中断・中止した企業」 を対象にした詳細調査(アンケート、必要に応じてヒアリング)

詳細追跡調査

1) 成果の詳細な把握(製品化・上市事例、派生技術等)

※企業のみを対象

2) 製品化・上市、中止、中断に至った経緯

3) プロジェクト参加時、期間中、終了直後、終了後のマネジメント

NEDOプロジェクトの効果や改善点の評価

方法:研究評価委員会及び分科会における評価

追跡評価

観点:1) 国民への説明責任の履行

2) NEDO業務運営の改善

3) 技術開発戦略への反映

【調査期間】

プロジェクト終了後、<u>原則5年後までの状況を調査(6年間の調査)</u>。 プロジェクトによっては、**6年を超える状況を調査させていただく場合がございます**。

【調査対象】

- ④ <u>NEDOからの資金を得てプロジェクトに参加した機関</u>(委託先、助成先、再委託先等)です。また、当該機関が複数の機関等によって構成されている場合(技術研究組合等)は、各構成機関も調査対象となります。
- ⑤ プロジェクト終了前に実施体制から外れた機関についても、原則、調査対象となります。
- ⑥ 調査対象機関が保有するプロジェクトの成果が第三者に承継された場合(法人間の合併、 事業承継等)は、承継先機関が調査対象となります。

「追跡調査・評価」に関する補足事項

- Q. 追跡調査・評価とは何ですか
- A. NEDOプロジェクト開発成果のその後を把握するため、プロジェクト実施者に対し、プロジェクト終了後5年後までの動向(調査は6年間)についてアンケートやヒアリングを実施しており、これを追跡調査と呼んでいます。実施者の皆様が終了後に進めた事業をNEDOが評価するものではありません。
- Q. どのプロジェクトが対象なのですか
- A. 研究開発プロジェクトが対象で、国際実証事業や導入普及事業は除きます。

なお、研究開発プロジェクトの実施者であっても、以下に該当する機関は調査対象外となります。

- ① 研究開発要素の少ないもの、例えば LCA 評価や市場調査等を実施した機関
- ② 外注先や請負先等
- ③ NEDOが研究開発の委託や助成を行っていない機関(委員会委員が所属する機関、サンプル提供先の機関、助言等による研究協力を行った機関等)

Q. 何のためにやるのですか

A. NEDOプロジェクトは国民の税金で賄われていますので、NEDOプロジェクトが及ぼした経済的・社会的効果等を把握し、国民の皆様に説明する責任があります。また、NEDOの技術開発マネジメントの改善や技術開発戦略への反映も目的として実施しています。

Q. 具体的に何をすればよいのですか

A. プロジェクト終了時に、追跡調査の御担当者をご連絡下さい。プロジェクト終了後 1、2、4、6 年目に 追跡調査担当者宛にメールでアンケート調査の依頼を行います。アンケートへの回答は Web 上で行っ ていただきますので、御回答願います。

また、製品化・上市を達成した場合や事業を中止・中断した場合には、その状況や要因を確認させていただくための詳細追跡調査やヒアリング調査(一部の企業等)にも御協力願います。